

## 2 上越教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生取扱要項

( 平成16年 6月16日 )  
( 学 長 裁 定 )

改正 平成16年11月17日

### 上越教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生取扱要項

( 趣旨 )

- 1 この要項は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第75条第2項の規定に基づき、大学院学校教育研究科学生のうち、職業を有している等の事情により3年間にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定める。

( 申請資格 )

- 2 長期履修学生として申請する資格は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「申請者」という。）とする。

(1) 大学院学校教育研究科（以下「大学院」という。）の入学者選抜試験に出願した者で、次のいずれかに該当する者

ア 主たる生計を維持するため職業に就いている者

イ 疾病等のため、毎日の通学が困難な者

ウ その他学長が認めた事由

(2) 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）第6条の2の規定に定める教育職員免許取得プログラム受講の申請者

( 申請 )

- 3 申請者は、別に定める長期履修申請書を次の各号に掲げる期日までに、学務部教育支援課（以下「教育支援課」という。）に提出しなければならない。

(1) 前項第1号による申請者は、当該入学願書出願期間の末日

(2) 前項第2号による申請者は、当該教育職員免許取得プログラム申請期間の末日

( 選考及び許可 )

- 4 前項の申請に基づき、大学院の入学者選抜試験に合格した者のうちから、教務委員会が申請者の所属予定コース・分野の意見を聞いて書類審査により選考を行い、教授会の議を経て、学長が許可する。

( 履修期間の変更 )

- 5 長期履修学生が、2年の標準修業年限に変更を希望する場合は、あらかじめ専門セミナー担当教員の承認を得て、別に定める長期履修変更申請書（以下「変更申請書」という。）を教育支援課に提出しなければならない。この場合において、変更申請書の提出期限は、2年次の9月30日（その日が休業日に当たるときは、休業日の翌日）までとする。

(履修期間の変更許可)

- 6 前項の変更申請に基づき，教務委員会において変更の可否を審査し，教授会の議を経て，学長が許可する。

(事務の処理)

- 7 長期履修学生に関する事務は，教育支援課において処理する。

(その他)

- 8 この要項に定めるもののほか，長期履修学生に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要項は，平成16年6月16日から施行し，平成17年度入学生から適用する。

附 則

この要項は，平成16年11月17日から施行し，平成17年度入学生から適用する。